

令和2年6月8日

保護者・保証人各位

東京都立産業技術高等専門学校

新型コロナウイルス感染症予防対策における出席停止措置について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における【出席停止となる事由】に当てはまる場合には、欠席する当日の午前中までに、保護者・保証人より学校までご連絡下さい。

【出席停止となる事由】

- ①医療機関にて新型コロナウイルス感染症と診断された
- ②感染者の濃厚接触者となった（同居家族が新型コロナウイルス感染症と診断された）
- ③発熱または、風邪症状（のどの痛み・咳・嘔吐・下痢・味覚嗅覚の異常等）がある
- ④強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（倦怠感）がある
- ⑤感染予防のため（不安）
- ⑥その他（登校すべきでないと判断された等）

当面「出席停止」の扱いにします。毎朝、検温や症状の記録をお願いします。自宅で休養されるとともに、かかりつけ医師や新型コロナ受診相談センター、保健所等と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。

なお、医療機関受診を証明する書類や薬剤情報提供書の提出は必要ありません。体温や症状の様子は、健康管理アンケートサイトへ記入して下さい。登校開始の判断の参考にさせていただきます。体調回復後、登校する際は、「新型コロナウイルス感染症等出席停止報告書」に必要事項をご記入の上、保健室へ提出して下さい。

- 新型コロナウイルス感染症等停止報告書（PDF）